

消費税のまとめ

長谷川税理士事務所

東京都千代田西神田2-3-8
〒101-0065 谷口ビル4階
Tel:03-3265-3901
Fax:03-3265-3903
✉info@has.jp

1. はじめに

このガイドブックは、主として経理担当者を対象にして、EPSON の会計ソフト「財務応援」の使用を前提に、消費税の会計処理に必要な基本的知識を述べています。

消費税の基本は、次の式です。

$$\text{消費税の納税額} = \text{受取り消費税額} - \text{支払い消費税額}$$

この式のポイントは 2 点あります。

一つ目は、法人税の計算とはまったく違うという事です。法人税は、黒字の会社にしか課税されません。しかし、消費税は、上記の計算式に基づいて、赤字決算でも納税しなければなりません。例えば、給料の支払いが多い会社は、給料には消費税が含まれないので、多額の消費税を納める感覚を持ちます。

二つ目は、非常に計算が煩雑であるという事です。なにしろ会社の全ての取引を集計しなければ、正しい消費税額を計算できません。電卓で領収書の合計を集計することは現実的ではありません。そこで、消費税の計算は、会計ソフトで行うのが一般的です。帳簿をつける時に、消費税の情報も記録しておけば、決算書と同時に消費税の申告書も作成することができます。

2. 事業者の区分

まず、当期が次のどの区分に該当するのかを判定します。

区 分		条 件
① 免税事業者		前々期の課税売上高 ^{※1} が、1,000 万円以下の場合 ^{※2} 。
② 課税事業者 → 3.	原則課税 → 4.	前々期の課税売上高 ^{※1} が、1,000 万円超の場合、 又は、事前に課税事業者の選択届出書を提出してある場合。
	簡易課税 → 5.	事前に簡易課税の届出書を提出してあり、 かつ、前々期の課税売上高 ^{※1} が、5,000 万円以下の場合。

※1 課税売上高は、おおむね、売上高・雑収入・建物や車の売却額の合計額をいいます。

※2 前々期のない新設法人（資本金が 1,000 万円未満）を含む。免税事業者は税込金額で判定。

① 免税事業者

消費税の納税義務はありません。ただし、商習慣として、免税事業者でも、売上に消費税を付加します。それと、もし、建物を購入したり、輸出事業をするなど、受取った消費税よりも支払った消費税の方が多い場合は、事前に課税事業者の選択を検討します。

② 課税事業者

以下の取引の分類に従って、申告に必要な情報を収集する必要があります。

3. 取引の分類

課税事業者が消費税を申告するには、すべての取引を次の区分に分類します。実際には、各勘定科目及び各取引に消費税コード(後述)を付ける事で分類します。

課税仕入	課税売上
輸入仕入	輸出売上
	非課税売上
不課税仕入	不課税売上
対象外	

課税売上と輸出売上と非課税売上は、①国内において②事業として③対価を得て行われる④資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供をいいます。これ以外の取引は、不課税売上と対象外になります。

輸出売上は、免税です。

非課税売上は、次の取引に限定されます。

- ① 土地の売買・賃貸借(駐車場を除く)
- ② 有価証券の売買
- ③ 利子、保証料、保険料
- ④ 収入印紙、登記印紙の購入。商品券、ビール券の売買
- ⑤ 行政手数料
- ⑥ 保険医療
- ⑦ 住宅の賃貸借

課税仕入は、課税売上の逆をいいます。

不課税と対象外は、消費税法上、同じものです。ただ、帳簿作成上の都合として、損益計算書科目を不課税とし、貸借対照表科目を対象外にしています。例として、次のものがあります。

- ① 内部取引
- ② 対価性のない金銭の贈与・收受
- ③ 給料の支払い
- ④ 保険金・配当の受取り

次の勘定科目には、課税・非課税・不課税が混在しますので、取引ごとに、消費税コードを付け直す必要があります。

- ① 福利厚生費
- ② 接待交際費
- ③ 地代家賃
- ④ 雑費
- ⑤ 雑収入

4. 原則課税

消費税の納税額 = 課税売上の消費税額 - 課税仕入の消費税額

課税売上割合が95%未満の場合には、さらに、課税仕入を次の三つに区分します。

- ① 課税売上にのみ要する課税仕入
- ② 課税売上と非課税売上に共通して要する課税仕入
- ③ 非課税売上にのみ要する課税仕入

例えば、土地を売却した際の仲介手数料は、③に該当します。

5. 簡易課税

消費税の納税額 = 課税売上の消費税額 - (課税売上 × みなし仕入率) の消費税額

課税売上を次の事業に区分します。そして、実際の課税仕入にかかわらず、次のみなし仕入率で仕入控除を受けることとなります。複数の事業を営む場合は、事業の種類別に売上の勘定科目を用意します。

事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第一種事業	卸売業	90%
第二種事業	小売業	80%
第三種事業	製造業等	70%
第四種事業	飲食店業・固定資産売却・その他	60%
第五種事業	不動産業・運輸通信業・サービス業	50%

6. 消費税コード表

税抜入力

課税売上対応	31 課税仕入	81 輸入貨物の本体	01 課税売上	
	35 その対価の返還等	71 その消費税(地方税含む)		
共通対応	41 課税仕入	81 輸入貨物の本体		
	45 その対価の返還等	72 その消費税(地方税含む)		
非課税売上対応	51 課税仕入	81 輸入貨物の本体		11 その対価の返還等
	55 その対価の返還等	73 その消費税(地方税含む)		
23 貸倒損失			26 貸倒損失の回収	

税込入力

課税売上対応	32 課税仕入	81 輸入貨物の本体	02 課税売上	
	36 その対価の返還等	74 その消費税(地方税含む)		
共通対応	42 課税仕入	81 輸入貨物の本体		
	46 その対価の返還等	75 その消費税(地方税含む)		
非課税売上対応	52 課税仕入	81 輸入貨物の本体		12 その対価の返還等
	56 その対価の返還等	76 その消費税(地方税含む)		
24 貸倒損失			27 貸倒損失の回収	

	05 輸出売上
	16 その対価の返還等
	06 非課税資産の輸出等
	16 その対価の返還等
	07 資産の国外移送
	17 その対価の返還等
30 非課税仕入	20 非課税売上
	10 有価証券の非課税売上
	21 その対価の返還等
81 不課税仕入	80 不課税売上
0 対象外	
90 随時入力	